

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして下記の対応を実施いたします。手形・小切手をご利用中のお客さまは、お取引先と協議のうえインターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）への移行をご検討ください。

今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出日：令和8年9月30日（水）

振出日が令和8年10月1日以降かつ当金庫が支払場所の手形・小切手は、当座勘定からのお支払い（決済）は行いません。振出日が空欄の手形・小切手につきましても、当金庫の判断によりお取り扱いができない場合がございます。令和8年10月1日以降に当座預金から出金する際は、当座預金払戻請求書をお使いください。

(2) 他金融機関を支払場所とする手形・小切手の入金受付終了

受付終了日：令和8年9月30日（水）

当金庫以外の金融機関を支払場所とする手形・小切手の入金受付を終了します。

(3) 手形・小切手の代金取立受付終了

受付終了日：令和8年9月30日（水）

令和8年10月1日以降を振出日とする、または、令和9年4月1日以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立受付を終了します。

(4) 手形割引の受付終了

受付終了日：令和8年9月30日（水）

令和8年10月1日以降を振出日とする、または、令和9年4月1日以降を支払期日とする手形の手形割引受付を終了します。

(5) 当座勘定規程および代金取立規程の改定

改定予定日：令和8年10月1日（木）

前述の(1)～(4)の実施に伴い、関連する規程を改定します。詳しくは別紙をご覧ください。

裏面あり

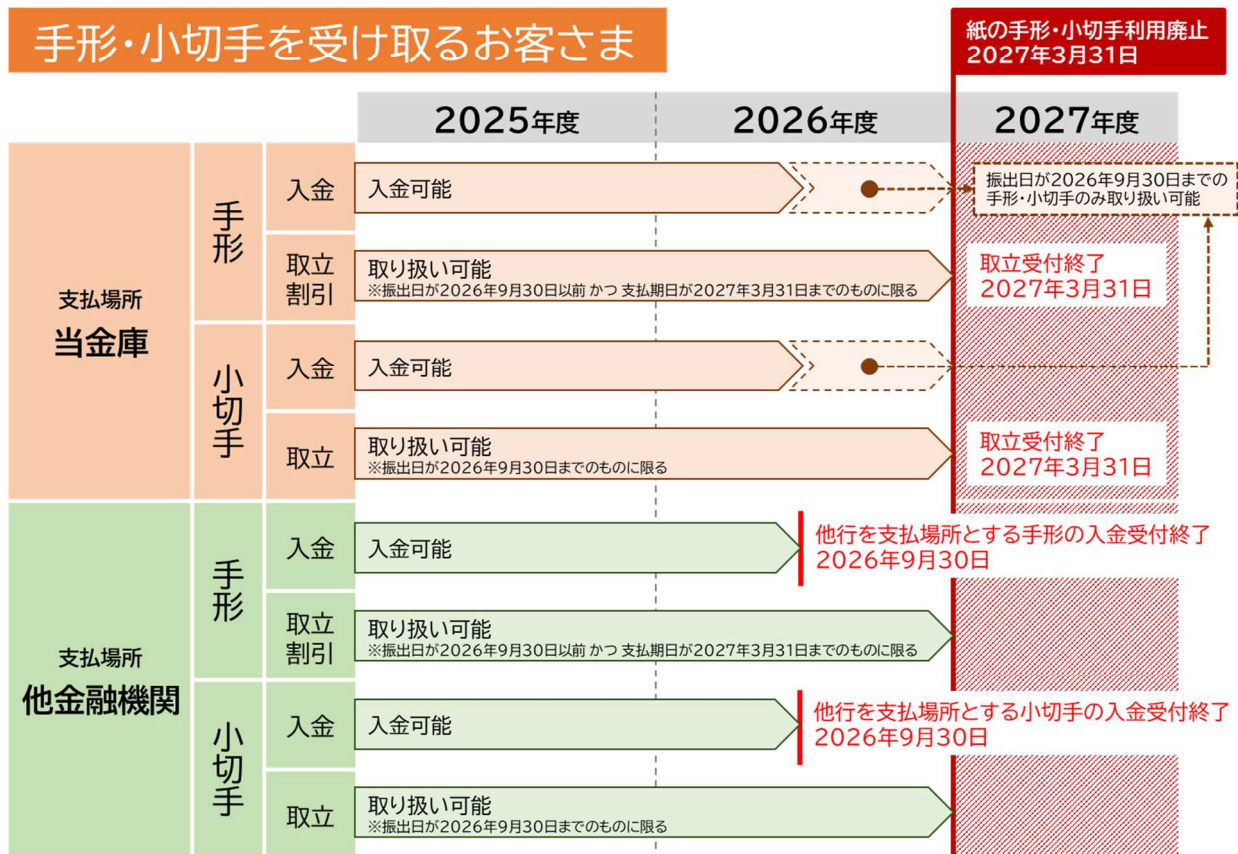
2. 代替サービス

小切手に代わる当座預金からの払戻手段として、当座預金払戻請求書をご利用いただけます。また、手形・小切手に代わる資金決済サービスとして、法人インターネットバンキングおよび電子記録債権（でんさい）サービスをご用意しております。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた今後のスケジュール



※ 2026年10月1日以降は、当座預金からの払い戻しのためであっても小切手を振り出すことはできません。引き続き当座預金をご利用される場合は当座預金払戻請求書をご請求ください。(ご依頼からお渡しまでに1～2週間程度かかる場合がございます)



※ 支払場所が他行の手形・小切手について、振出金融機関が最終振出期限を定めている場合がございます。その場合、当金庫で入金・取立の手続きをしても振出金融機関で決済されない可能性がありますので、あらかじめ振出期限をご確認ください。

※ 現時点で取り扱い可能な手形・小切手につきましても、今後取り扱いが変更になる可能性がございます。

手形・小切手の電子化に向けた対応や、代替サービスの詳細はお取引店へお問い合わせください。

以上

各種規定の一部改定のお知らせ

平素は飯田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
 この度、当金庫では、政府・産業界・金融界が連携して進める「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みにおいて、手形・小切手の最終振出期限の設定、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金受付の終了等を実施するにあたり、下記内容にて各種規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。
 今後も飯田信用金庫へのご厚情を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 改定する規定：**
- (1) 一般当座勘定規定
 - (2) 代金取立規定
 - (3) 普通預金規定(無利息型普通預金を含む)・納税準備預金規定・貯蓄預金規定
 - (4) 通知預金規定
 - (5) 積立定期預金規定
 - (6) 定期預金取引規定集・譲渡性預金規定集
 - (7) 定期積金規定

- 2. 改定日：** 令和8年10月1日

3. 改定を行う各種規定の内容 新旧対比表

※赤字下線箇所が改定となります。

(1)一般当座勘定規定

改定後	改定前
<p>第1条の2（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>② 以降、記載省略</p>	<p>第1条の2（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 【新設】</p> <p>② 以降、記載省略</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>② 以降、記載省略</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 【新設】</p> <p>② 以降、記載省略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形は、<u>令和8年10月1日以降振り出さないでください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>③ 以降、記載省略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 以降、記載省略</p>

(1)一般当座勘定規定

改定後	改定前
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p><u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② 記載省略</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるだけぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>【新設】</p> <p>② 以降、記載省略</p>
<p>第18条（繰引小切手の取扱い）</p> <p>① 繰引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p><u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 以降、記載省略</p>	<p>第18条（繰引小切手の取扱い）</p> <p>① 繰引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>【新設】</p> <p>② 以降、記載省略</p>

<小切手用法〔一般当座用〕>

改定後	改定前
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p><u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>

<約束手形用法>

改定後	改定前
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

<為替手形用法>

改定後	改定前
<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p>

(2)代金取立規定

改定後	改定前
<p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p><u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫および他行を支払場所・支払人とする手形・小切手については取扱いをいたしません。</u></p> <p><u>なお、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p>	<p>1.（取扱証券類）</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p>【新設】</p>

(3) 普通預金規定(無利息型普通預金を含む)・納税準備預金規定・貯蓄預金規定
 <共通規定>

改定後	改定前
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>(2) 以降、記載省略</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 【新設】</p> <p>(2) 以降、記載省略</p>

(4) 通知預金規定

改定後	改定前
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>(2) 以降、記載省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 【新設】</p> <p>(2) 以降、記載省略</p>

(5) 積立定期預金規定

改定後	改定前
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>(2) 以降、記載省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 【新設】</p> <p>(2) 以降、記載省略</p>

(6) 定期預金取引規定集・譲渡性預金規定集
 <共通規定>

改定後	改定前
<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>(2) 以降、記載省略</p>	<p>4. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 【新設】</p> <p>(2) 以降、記載省略</p>

(7)定期積金規定

改定後	改定前
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>なお、当金庫を支払場所・支払人とする手形・小切手において、振出日が令和8年9月30日以前で支払期日が令和9年3月31日までの手形・小切手は取扱可能とします。</u></p> <p>(2) 以降、記載省略</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 【新設】</p> <p>(2) 以降、記載省略</p>

以上